

## 積立定期預金規定（期日指定定期預金型）

### 1.（預金契約の成立）

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

### 2.（預入の方法）

- (1)この預金の預入は1口1,000円以上とします。
- (2)この預金は口座振替によるほか、現金、小切手、その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入できます。

### 3.（証券類の受入）

- (1)小切手、その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡となったときは、預金になりません。不渡となった証券類はこの通帳の当該受入の記載を取消したうえ預入店で返却します。

### 4.（口座振替による預入）

- (1)振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その日の口座振替を行いません。
  - ①振替払出口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または、総合口座で貸越限度額を超過するとき。
  - ②少額非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (2)振替払出口座、振替日、振替金額などを変更する場合ならびに口座振替のとりやめを希望する場合は、あらかじめ書面によって当店に届出て下さい。

### 5.（預金の種類、期間、継続の方法、支払時期等）

この預金は目標日の1か月前まで預入することができます。この預金の預入は個人の場合と個人以外の場合で次の通り取扱います。

#### (1) 個人の場合

- ①預入の都度、この通帳記載の目標日までの日数に応じて次の通り取扱います。
  - A 預入日（または継続日。以下「預入日等」といいます）から目標日までの日数が4年以上の場合  
……3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金
  - B 預入日等から目標日までの日数が3年超4年未満の場合  
……1年定期預金
  - C 預入日等から目標日までの日数が1年以上3年以下の場合  
……目標日を満期日とする期日指定定期預金
  - D 預入日等から目標日までの日数が1か月以上1年未満の場合  
……目標日を満期日とする定期預金
- ②3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金および1年定期預金は、最長預入期限及び満期日にその元利合計額をもって(1)①による定期預金として継続します。
- ③継続を停止するときは最長預入期限または満期日までにその旨申出てください。この申出

があったときは、その預金については満期日に支払います。

(2) 個人以外の場合

①当初預入日からこの通帳記載の目標日までの日数に応じて次の通り取扱います。

A 預入日等から目標日までの日数が2年3か月以上の場合

……2年定期預金

B 預入日等から目標日までの日数が2年を超えて2年3か月未満の場合

……1年定期預金

C 預入日等から目標日までの日数が1か月以上2年以下の場合

……目標日を満期日とする定期預金

②2年定期預金および1年定期預金は満期日にその元利合計額をもって(2)①による定期預金として継続します。

③継続を停止するときは満期日までにその旨申出てください。この申出があったときは、その預金については満期日以後に支払います。

④預金の満期日は変更できません。

## 6. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日等から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）について、預入日等現在におけるその期間に応じた当行所定の利率（以下「約定利率」といいます）により1年を365日とする日割で計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入られる金額についてはその預入日等から適用します。

①期日指定定期預金

1年を365日とする1年複利の方法で計算します。

A 預入日から満期日までの日数が1年以上2年未満の場合

……1年定期預金の利率

B 預入日から満期日までの日数が2年以上の場合

……2年定期預金の利率

②2年定期預金

A 預入日等から1年後の応当日（以下「中間利払日」といいます）に中間利払利率（約定利率の70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます）によって中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を利息の一部として支払います。中間払利息は、中間利払日に1年定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます）とします。

B 中間払利息を差し引いた利息の残額は、満期日に2年定期預金および中間利息定期預金の元利金と合計して継続します。

(2) 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日の普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を8.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、次により計算し、この預金とともに支払います。

①期日指定定期預金

預入日等から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満約定利率×70%

F 2年6か月以上3年未満約定利率×90%

## ②期日指定定期預金以外の定期預金

預入日等から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

A 6か月未満解約日における普通預金の利率

B 6か月以上(a)または(b)のいずれか低い方の利率を適用します。ただし、算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日の普通預金利率を適用します。

<6か月以上1年未満の場合>

(a) 約定利率×50%

(b) 預入日現在の店頭表示6か月利率×95%

<1年以上の場合>

(a) 約定利率×70%

(b) 預入日現在の店頭表示1年利率×95%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) 利息の組入により少額貯蓄非課税口座の非課税貯蓄最高限度額を超過することとなるときは、元金のみ継続し利息をご指定口座へ入金します。

## 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、8(6)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、8(6)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続（自動継続を除きます）するときは、この通帳と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。ただし、次の①から⑤の条件に該当する場合は、当行本支店どこの店舗でも提供できることとします。

① 個人名義の預金であること。

② 口座単位で1日の元金出金累計額が100万円以下であること。

③ 共通印鑑または個別印鑑の届出による預金であること。

④ 自動振替契約がされている口座であること。

⑤ 自動振替指定口座への預金振り替えであること。

(3) この預金は、解約する預金を指定せずにこの預金口座の残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

① 期日指定定期預金の口座は、預入日等から解約日までの日数が多いものからとします。

② 期日指定定期預金以外の口座は預入日等から解約日までの日数が少ないものからとします。

③ ①から②で解約日にすでに満期日が到来している場合は、その預金を優先して解約します。

また、預入日からの日数が同じ預金複数日ある場合は、お預り番号の若いものから解約します。

- (4) (3)の順序で最後に解約することとなった預金が期日指定定期預金以外の場合は全額解約します。
- また、その預金が期日指定定期預金の場合は、次により解約します。
- ①その預金が据置期間中の場合、最長預入期限が到来している場合、またはその預金の金額が1万円未満の場合はその預金全額
- ②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は次の金額
- A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は1万円
- B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額
- (5)この預金は、預金者自らが「ひめぎんアプリ」の一部引き出し画面から、振替金額を1万円以上千円単位で指定することで、残高の一部に相当する金額を自動振替指定口座に振り替えることができます。
- ①口座単位で1日の元金出金累計額が30万円以下であること。
- ②当口座の預金者と自動振替指定口座の預金者が同一人であること。
- ③(3)の順序に準じて、指定の振替金額まで次の預金を解約します。
- A 期日指定定期預金で据置期間を経過している預金
- B (A以外の預金のうち) 1日あたりの元金出金累計額の上限度以内の預金
- (6)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
- b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- e. その他前各号に準ずる行為

## 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があった

ときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3)この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。

(4)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 10. (成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届けてください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1)および(2)と同様に当店に届出てください。

(4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) (1)から(4)の届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 12. (譲渡、質入の禁止)

(1)この預金及び通帳は、譲渡、質入はできません。

(2)当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) (1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳と当行所定の払戻請求書に届出印（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ②の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利率および計算方法は以下の通りとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を精算するものとします。
- ②この預金等の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率を適用します。満期日以後の期間については当行所定の利率を適用します。
- ③この預金の期限前解約することにより発生する手数料、費用および損害金等の支払は不要とします。
- ④借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金手数料等の支払は不要とします。
- (4)(1)により相殺する場合、相殺する借入金は円建・外貨建を問いません。また外貨建借入金と相殺する際の、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 14. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この預金等について 10 年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 2 条第 6 項の休眠預金等に該当するものとして、この預金等に係る資金は、同法第 7 条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金等活用法に係る規定が適用されます。

#### 15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2)による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2021 年 3 月 1 日現在)